

新潟市告示第 340 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、亀田駅西口駐車場及び亀田駅東口駐車場使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社 スペースアイ 代表取締役 高崎 正彦
所在地 新潟市中央区月町 1988 フレンドィビル 104
- 2 徴収事務を行わせる歳入
＜江南区＞駅前等駐車場使用料（亀田駅西口・東口分）
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 徴収事務を委託した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで